

# 電波法施行規則等の一部改正について

## 1 改正の趣旨

近年、現行の高精細度テレビジョン放送（HDTV）を超える高画質化に資する映像技術等の研究開発や国際標準化が進展しており、4K や 8K といった空間解像度等に対応した超高精細度テレビジョン放送（UHDTV）の実現が期待されている。諸外国においても、UHDTVに対応した次世代放送の実験や技術標準の検討等、放送の高画質化に向けた取組が鋭意進められている。

このような状況の下、総務省では、平成 24 年 11 月より「放送サービスの高度化に関する検討会」を開催し、4K・8Kに対応した放送サービスの開始時期やその普及に向けた目標等に関するロードマップについて検討を進め、平成 25 年 6 月に当該ロードマップを策定・公表した。

これらを踏まえ、我が国における超高精細度テレビジョン放送の実現、普及展開等を図るために必要な技術的条件に関して、平成 25 年 5 月より情報通信審議会において審議が進められ、平成 26 年 3 月、超高精細度テレビジョン放送に関する技術的条件のうち衛星基幹放送及び衛星一般放送に関する技術的条件について、同審議会より一部答申を受けたところである。

当該一部答申を踏まえ、衛星基幹放送及び衛星一般放送における超高精細度テレビジョン放送の実施に必要な技術的条件について規定の整備を図るため、電波法施行規則等の一部改正を行うものである。

## 2 改正の概要

### （1）電波法施行規則の一部を改正する省令

超高精細度テレビジョン放送の用語の定義を定める。（第 2 条関係）

### （2）無線設備規則の一部を改正する省令

超高精細度テレビジョン放送に対応するため、高度広帯域伝送方式における電波の型式、搬送波の変調波スペクトルの許容範囲等を改める。（第 37 条の 27 の 15、第 37 条の 27 の 16、第 37 条の 27 の 17、第 37 条の 27 の 18、第 37 条の 27 の 19、第 40 条の 4、別表第 1 号、別表第 2 号、別図第 4 号の 8 の 7、別図第 4 号の 8 の 8 の 2、別図第 4 号の 8 の 8 の 3、別図第 4 四の 8 の、別図第 4 号の 8 の 12、別図第 4 号の 8 の 16 及び別図第 4 号の 8 の 17 関係）

### （3）標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

超高精細度テレビジョン放送に対応するため、高度広帯域伝送方式に係る標準方式のうち、適用の範囲、多重化方式、搬送波の変調、映像信号及びその符号化、音声信号及びその符号化、スクランブル等を改めるとともに、高度狭帯域伝送方式に係る標準方式のうち、適用の範囲、映像信号及びその符号化、音声信号及びその符号化等を改める。（第 1 条、第 2 条、第 24 条の 5、第 49 条、第 57 条、第 58 条、第 59 条、第 60 条、第 62 条、第 63 条、第 64 条、第 65 条、第 65 条の 2、第 66 条、第 67 条、第 78 条、第 80 条、第 81 条、第 81 条の 2、第 81 条の 3、第 81 条の 4、第 82 条、第 84 条、第 85 条、別表第 3 号、別表第 19 号、別表第

20号、別表第55号、別表第59号の2、別表第60号、別表第61号、別表第61号の2、別表第62号、別表第63号、別表第64号、別表第66号、別表第69号、別表第69号の2、別表70号及び別表第71号関係)

(4) 衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

超高精細度テレビジョン放送に対応するため、高度広帯域伝送方式における搬送波の変調波スペクトルの許容範囲等を改める。(第3条、第4条、別図第2、別図第8及び別図第9関係)

(5) 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正することに伴う規定の整備を行う。(第11条関係)

**3 施行期日**

平成26年7月3日